

## 江東区職員課保健師（会計年度任用職員）募集要項

江東区総務部職員課では、会計年度任用職員を次のとおり募集します。

|                   |   |
|-------------------|---|
| 募集人数              | 1名  |
| 勤務場所              | 江東区総務部職員課支援係及び保健室<br>(江東区東陽 4-11-28 江東区役所本庁舎)   |
| 職務内容              | 江東区職員の健康管理に関する以下の業務<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルヘルスに関わる相談及び復職等の支援</li> <li>・定期健康診断での不調者対応</li> <li>・健康相談及び健康診断結果を踏まえた保健指導</li> <li>・新規採用職員や 2～3 年目職員、新たに管理監督職となった職員への面談やフォロー</li> <li>・各所属におけるラインケア支援</li> <li>・急病人発生時の対応</li> <li>・保健室の管理</li> <li>・産業保健スタッフ及び医療機関との連絡調整（出張あり）</li> <li>・庁舎内や出先機関への職場巡視（出張あり）</li> <li>・その他安全衛生に係る各種業務</li> </ul> <p>※災害時には、割り振られた勤務時間において江東区地域防災計画などに定める各部の事務又は業務における補助等に従事していただきます。</p> |
| 応募資格<br>(求められる能力) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師の資格を有する方</li> <li>・産業保健に係る知識を有し、職員の健康相談や保健指導等の職務を遂行することができる方</li> </ul>  |
| 任 期               | 令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで<br>※ 原則として、採用後 1 か月間は、条件付採用期間となります。<br>※ 令和 9 年 4 月 1 日以降公募によらない再度任用への申込みが可能です。ただし 1 年以内の任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の再度任用を保証するものではありません。公募によらない再度任用は、任用期間の勤務実績等により選考の上決定します。  |
| 勤務日数<br>勤務時間      | 週 3 日（月 1 2 日）<br>1 日 7 時間 4 5 分勤務（休憩時間 1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分）<br>※ 原則、8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分までとなります。ただし健康診断受付等業務によって始業時間や終業時間の変更が必要な場合があります。<br>※ 週 3 日のうち、金曜日の出勤は必須となります。<br>※ 所定勤務時間を超える勤務：原則なし（業務の必要上やむを得ない場合あり）   |
| 休暇・休業             | 年次有給休暇<br>夏季休暇（有給。7 月 1 日～9 月 30 日の間に取得可）<br>妊娠出産休暇 産前 6 週間、産後 8 週間（有給）   |

|          |  |
|----------|--|
|          | その他 慶弔休暇（有給）、妊婦通勤時間（無給）等   |
| 報酬       | 時間額 2,032 円（令和 7 年 1 2 月現在）<br>※ 上記のほか、通勤手当相当（上限 55,000 円/月）、超過勤務手当相当の報酬あり。<br>※ 特別区人事委員会勧告等の状況により変更が生じる場合があります。   |
| 期末手当     | 基準日（6 月 1 日、1 2 月 1 日）前 1 か月以内に在籍し、かつ、一会計年度内において基準日までに発令されている任用期間が 6 か月以上あり、週当たりの勤務時間が 1 5 時間 3 0 分未満、かつ、週当たりの勤務日数が 2 日以下でない者を対象に支給します。  |
| 加入保険     | 健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険  |
| 応募方法     | 会計年度任用職員申込書（カラー写真貼付）に必要事項を記入の上、保健師の資格が確認できるものの写しと、返信用封筒 1 通（合否通知等の郵送先住所と氏名を記載し、返信用切手を貼付）をつけて、令和 8 年 3 月 1 3 日（必着）までに下記申込み先へ郵送又は持参願います。   |
| 選考       | 選考場所：江東区役所<br>選考方法：第一次選考・書類審査、第二次選考・面接（※ 3 月 2 5 日実施。第一次選考合格者のみ）   |
| 注意事項     | 地方公務員法第 1 6 条に該当する以下の方は応募できません。<br>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者<br>(2) 江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者<br>(3) 人事委員会又は公平委員会の職にあつて、第 6 0 条から第 6 3 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者<br>(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |
| 申込み・問合せ先 | 〒135-8383 江東区東陽 4-11-28<br>総務部職員課支援係<br>電話番号 03-3647-5591  |